

No. 3

制 度 名	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第 5 条及び第 13 条に基づく交付金	主管課名	福祉人材・指導課 保護 G		
		問合せ先	029-301-3164		
目的・趣旨	市町村が行う居住地からの移動途上で発病した病人や、移動先で死亡した身元不明者や引取人のない死亡者等に関する救護・葬祭等に係る経費を負担する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] ① 行旅中の病人で療養等の方法がない者 ② 行旅中に死亡し、引取者のない者 ③ 身元が確認できず、かつ引取者のない死亡人 ④ 引取者のない死体に関する救護・火葬等で市町村が負担した費用のうち、本人又はその相続人等が負担できない費用を負担する。</p> <p>[補助要件等] 特になし</p> <p>[対象経費] 救護・火葬等に要した実費 なお、死亡人の遺留金品を売却し、当該売却代金を火葬等の費用に充てた場合には、市町村が一時繰替支弁した金額から、当該売却代金を控除した金額とする。</p> <p>[補助限度額等] 生活保護法第 52 条の規定により算定される診療報酬の額内 生活保護法による出産扶助・看護料の額内 食料費、死体番人費、被服・寝具費等は必要最低限度の実費 生活保護法に基づく葬祭扶助基準額（火葬、死体運搬等の加算額を含む。）内</p> <p>[経費負担割合] 限度額超過分は市町村が負担</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村が要した経費		—	実費	—	—
[令和 8 年度当初予算額] 2,484 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 発生状況による (R7 年度実績：交付決定 2 回) (水戸市は中核市であるため対象外)			
[備考] 市町村からの請求に基づき費用を弁償					